

四 運 自 監 第 8 0 号
四 運 技 安 第 9 4 号
令 和 2 年 9 月 7 日

一般社団法人徳島県トラック協会会長 殿

四国運輸局自動車交通部長
四国運輸局自動車技術安全部長

適性診断の確実な受診について

平素は、運輸行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況においても運輸サービスは止めることの出来ない重要な業務であり、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラを維持するために、御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、自動車運送事業者の皆様におかれましては、新たに雇い入れた初任運転者、65歳以上の高齢運転者及び、死亡又は重傷事故を引き起こした運転者に対しては、それぞれ初任診断、適齢診断及び特定診断（以下、「適性診断」という。）の受診が法令で義務づけられているところです。

これら適性診断を実施することで、個々の運転者の特性を把握し、きめ細やかな指導及び監督に活かせることから、事故の未然防止のために大変有用なツールとなっています。

一方、令和元年度の四国運輸局における監査の結果、行政処分を受けた事業者で、適性診断が未受診であった事業者の割合が33.3%となり、確実な受診が出来ていない状況となっています。

今年は「事業用自動車総合安全プラン2020」の最終年となっており、死亡事故発生件数等の目標達成に向け、今後より一層、運転者に対する指導・監督に取り組む必要があります。

つきましては、改めて選任運転者の適性診断受診予定の把握と受診状況の確認を行い、適性診断の確実な受診が行われますよう、傘下会員事業者に対し、法令遵守の周知徹底をお願いいたします。